

答 申 書

(答申第112号)

平成30年9月28日

福井県公文書公開審査会

第1 審査会の結論

第2の1に記載した公文書の公開請求に対して、第2の2のとおり福井県知事（以下「実施機関」という。）が、一部公開決定をしたことは、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公開請求の内容

審査請求人は、平成28年6月7日付けで、福井県情報公開条例（平成12年福井県条例第4号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、次の内容の公文書の公開請求を行った。

法定外税「核燃料税」に関して、平成28年2月10日以降（※2月10日を含む）に福井県税務課・〇〇氏と総務省自治税務局企画課・〇〇氏が交わした電子メールおよび、電子メールでの返信内容に係る内部での検討状況を示した文書一式

2 実施機関の決定

実施機関は、平成28年6月22日付け税第333号により、次のとおり公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

番号	公文書の名称	文書 No.	決定内容	公開しない部分	公開しない理由
1	福井県「核燃料税」についての打合せ概要	対象公文書	一部公開	4 ページ目の教授および准教授の氏名	下記理由①、 下記理由② および 下記理由③
				1 ページ目の「5 概要」の5行目の8文字目から12文字目まで	下記理由②
				3 ページ目の18行目の29文字目から33文字目まで	
				4 ページ目の「総務省から福井県に対する要請事項まとめ」の5行目の9文字目から13文字目まで	
2	情報公開請求に関する意見について		公開		

公開しない理由

理由①	○条例第7条第1号（個人情報）に該当 ・個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため
理由②	○条例第7条第6号（審議・検討等情報）に該当 ・県、国の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定のものに不当に利益を与えもしくは不利益をおよぼすおそれがあるため
理由③	○条例第7条第7号（事務執行情報）に該当 ・県が行う核燃料税の更新等に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、今後の核燃料税の更新等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

3 審査請求

審査請求人は、平成28年6月27日、本件処分について全部公開を求めて実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

実施機関は、平成29年9月22日付け税第510号で、条例第18条第1項の規定により、福井県公文書公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について、諮問を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、全部公開を求めるとともに、電子メール本文の公開を求めるものである。

2 審査請求の理由および主張

審査請求人が、審査請求書で述べている審査請求の理由および主張は、要約すると次のとおりである。

(1) 電子メール本文の不存在について

審査請求人が公開を求めた文書は「法定外税『核燃料税』に関して、平成28年2月10日以降（※2月10日を含む）に福井県税務課・〇〇氏と総務省自治税務局企画課・〇〇氏が交わした電子メールおよび、電子メールでの返信内容に係る内部での検討状況を示した文書一式」である。ところが、実施機関が公開したのは、電子メールに添付したとみられる文書だけであった。

総務省が審査請求人に対して開示した行政文書は、総務省自治税務局企画課の〇〇氏が平成28年2月10日に福井県税務課の〇〇氏に送付した電子メールで、2月19日までに意見を提出するよう実施機関に求める内容であった。総務省の開示文書

はこの電子メールに加え、実施機関が本件処分で公開したのと同じ文書であった。

審査請求人は今回の公文書公開請求により、総務省と実施機関とのやり取りの詳細を知ることで、核燃料税の更新に係る実施機関の情報公開が適切であったかどうかを把握しようと考えた。だが、実施機関は請求内容を無視した対応をした。

総務省が開示した行政文書からわかるように、福井県の担当職員に送られた電子メールは、明らかに業務と関係のある文書であり、本来は公文書として保存すべきものと考えられる。それなのに電子メールそのものを公開しないのは、すでに削除したためであろうか。その場合、公文書として取り扱うべき文書を、意図的に処分したことになる。

(2) 打合せ概要について

「打合せ概要」において、複数の黒塗り部分があるが、これらも公開すべきである。「別紙のとおり、価額割8・5%、出力割8・5%相当の計17%で事業者と」に続く黒塗り部分は、誰がどう考えても「合意した」という趣旨の内容以外に考えられない。

また、核燃料税更新にあたり意見を聴取した大学教授・准教授らの名前については、実施機関は謝礼・対価を支払って意見を聞いているのであり、判例からも名前を公開することが当然である。

第4 実施機関の説明

実施機関が、弁明書および当審査会での説明聴取で述べている本件処分の理由は、要約すると次のとおりである。

1 電子メール本文の不存在について

平成28年2月10日付けの電子メールは、担当職員個人にあてたものであり、メール本文については軽微な内容として、当時の担当者が保存不要と判断し、メールに添付された対象公文書のみを保存した。対象公文書は課内において供覧されており、決裁の上、回答も行っている。よって課内における情報の共有は適正に行われており、メール本文が共有されていないことによる事務の支障等は認められず、当該メール本文を保存しなかったことは特段不合理ではない。

2 打合せ概要について（専門家の氏名の部分を除く。）

非公開部分は、事業者の意見が了知できる部分であるが、事業者内部のどのレベルの意見であるか、また、事業者としての考えであるかどうかは不明であり、あくまで担当者同士のやり取りである可能性もある事項である。

また、当該非公開部分は、総務省における「平成23～25年度に法定外普通税「核燃料税」の更新について、地方自治体から説明を受けた際の「打ち合わせ概要」および、提出を受けた「想定問答（集）」に関する審査請求でも争われており、平成28年11月17日に国の情報公開・個人情報保護審査会からの答申が出ている（平成28年度（行情）答申第522号）。対象公文書は、総務省が作成したものであるが、総務省は諮問庁の意見の中で、「当時の総務省担当者が事業者の意思について正確な情報を把握

していたか否かは不明であり、状況を正確に表していない可能性がある当該不開示箇所については、記録者による要約が不正確である可能性が否定できない。」と述べていることから、対象公文書が不正確な情報を有する可能性があることは明らかである。

5年前の打合せ概要であっても、原子力発電について国民的な議論が行われている中で、県・事業者間の連絡調整に関する不正確な情報が公になることで、様々な誤解や憶測から、県民や利害関係者等の間に不当な混乱が生じ、さらには、利害関係者等外部から県や国などに対する様々な主張・行動・干渉等が生じるおそれがある。

その結果、県内部の検討過程、核燃料税条例案が上程された県議会での審議・議決、総務大臣の同意等において、それぞれの意思決定の中立性が不当に損なわれ、審議・検討に支障が生じるおそれがある。(条例第7条第6号に該当)

3 打合せ概要について(専門家の氏名の部分に限る。)

法定外普通税である核燃料税は、地方公共団体がその必要性を判断し、独自の意思により地方税法に基づき定めることができるものである。5年ごとの核燃料税の更新に当たっては、県はその時々々の状況を考慮して、新たに課税客体、課税標準、税率等の課税方式の検討を行い、議会に条例案を上程し、議会は事業者からの意見聴取を踏まえて条例案を議決し、条例制定後は、県は総務大臣と協議を行い、同意を得なければならないとされている。

核燃料税の制度案が最終的な意思決定を経る前の未成熟な段階で、専門家の氏名が公になると、様々な方面から専門家に対して、過去の核燃料税の更新に関して、どのような意見を述べたのか、また県がどのような内容を検討していたか等の問合せや、圧力、嫌がらせ等が強まるおそれがあるため、制度構築に必要な意見等の発言を躊躇するなど、県・専門家間の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがある。

これらのことにより、県が専門家に対して意見等を求めた場合にも、十分な協力を得られないなど、今後の核燃料税の更新等に係る事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがある。(条例第7条第7号に該当)

また、専門家の氏名を公にした場合、前述の打合せ概要と同様の理由により、県民、利害関係者等の間に不当に混乱を生じさせ、さらには、利害関係者等外部から県や国などに対する様々な主張・行動・干渉等が生じ、県が中立的な判断を行うことが不当に損なわれ、新たな条例案を審議・検討する上で支障が生じるおそれがある。(条例第7条第6号に該当)

さらに、専門家の氏名は、特定の個人を識別することが可能な情報である。したがって条例第7条第1号にも該当する。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人および実施機関の双方の主張を審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分について

本件処分は、核燃料税に関し福井県が総務省と行った打合せ概要のうち、非公開部分が条例第7条第7号、同条第6号および同条第1号に掲げる非公開情報に該当するため、

一部公開決定を行ったものである（電子メール本文は、不存在のため言及せず。）。

これに対して、審査請求人は、本件処分を取り消し、対象公文書の全部公開および電子メール本文の公開を求めていることから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

2 電子メール本文の不存在について

審査請求人が総務省から開示された当該電子メール本文を見分したところ、県への照会の趣旨および意見の提出期限等が記載されていることが確認された。県の担当者は照会の中身である添付ファイルのみを供覧し、決裁の上、回答も行ったことから、公文書としての管理を行わなかったものである。したがって、電子メール本文は現存しておらず、公開決定の際にも、公文書としての特定をしなかったとのことであり、公文書ではないと判断された電子メール本文が現存しないとする実施機関の説明は、公文書として管理していなかったことの当否は別として、事実関係の説明としては不合理とまでは言えない。

3 打合せ概要について（専門家の氏名の部分を除く。）

条例第7条第6号は、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定のものに不当に利益を与えもしくは不利益を及ぼすおそれがある情報は、審議・検討等情報として公開しないと定めている。

対象公文書のうち事業者の意見が了知できる部分は、あくまで担当者同士のやり取りにすぎない可能性もあり、事業者内部のどのレベルの意見であるかが不明な情報や不正確な情報を有していることから、公になることで、様々な誤解や憶測から、県民や利害関係者等の間に不当に混乱が生じ、さらには、利害関係者等外部から県や国などに対する様々な主張・行動・干渉等が生じるおそれがあると認められる。

その結果、県内部の検討過程、核燃料税条例案が上程された県議会での審議・議決、総務大臣の同意等において、それぞれの意思決定の中立性が不当に損なわれ、審議・検討に支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、事業者の意見が了知できる部分は、条例第7条第6号の非公開情報に該当するとした実施機関の説明は妥当である。

4 打合せ概要について（専門家の氏名の部分に限る。）

条例第7条第7号は、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は、事務執行情報として公開しないと定めている。

核燃料税は、地方税法に規定する法定外普通税として、県がその必要性を判断し、独自に条例を定め、発電用原子炉の立地に伴う特別な財政需要に対応し、地方交付税で補填されない、残りの一般財源分の財政需要額を手当するために課税するものであり、更新の都度、その時々々の要請に応じた新しい課税の仕組みを慎重に検討することとされている。

対象公文書の非公開部分のうち専門家の氏名については、これを公にすることにより、核燃料税の基本的な考え方などに関する先入観や憶測から、専門家に対して、外部から様々な主張・行動・干渉等が向けられることにより、専門家が県に対し率直な意見を述べることを躊躇するおそれがあると認められる。

このことにより、県が核燃料税における課税客体、課税標準、税率等の制度構築に当たり、専門家に対して必要な意見を求めた場合にも十分な協力を得られないなど、今後の核燃料税の更新等に係る事務の適正な遂行に支障を生じるおそれがあると認められる。

したがって、専門家の氏名は、条例第7条第7号の非公開情報に該当するとした実施機関の説明は妥当である。

なお、前述のとおり、条例第7条第7号の非公開情報に該当する旨を判断しているため、同条第6号および第1号の該当性を論じるまでもなく、非公開は妥当と認められる。

5 まとめ

以上のことから実施機関が行った決定は妥当であると判断し、冒頭の結論に至った。

ただし、電子メール本文に関して、実施機関が組織として管理する文書としなかったことは必ずしも適切とは言いがたい。県の保有する公文書は政策の立案過程や事業実績の検証に必要な県民共有の財産であるとの認識の下、今後、実施機関においては、文書の作成・管理に当たり、こうした公文書の意義とその重要性を常に念頭に置いた対応を行うよう要請するものである。

第6 審査の経過

当審査会は、本件審査請求に係る諮問について、下記のとおり審査した。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年 9月22日	・ 諮問書の受理
平成29年 9月28日	・ 審議（第1回）
平成29年12月18日	・ 審議（第2回）
平成30年 3月19日	・ 実施機関からの説明聴取 ・ 審議（第3回）
平成30年 5月28日	・ 審議（第4回）
平成30年 7月30日	・ 審議（第5回）
平成30年 8月29日	・ 審議（第6回）
平成30年 9月26日	・ 審議（第7回）
平成30年 9月28日	・ 答申

福井県公文書公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	備 考
稲 田 真 紀	
川 村 一 司	会長職務代理者
北 島 三 男	
清 水 和 邦	会 長
前 田 清 作	